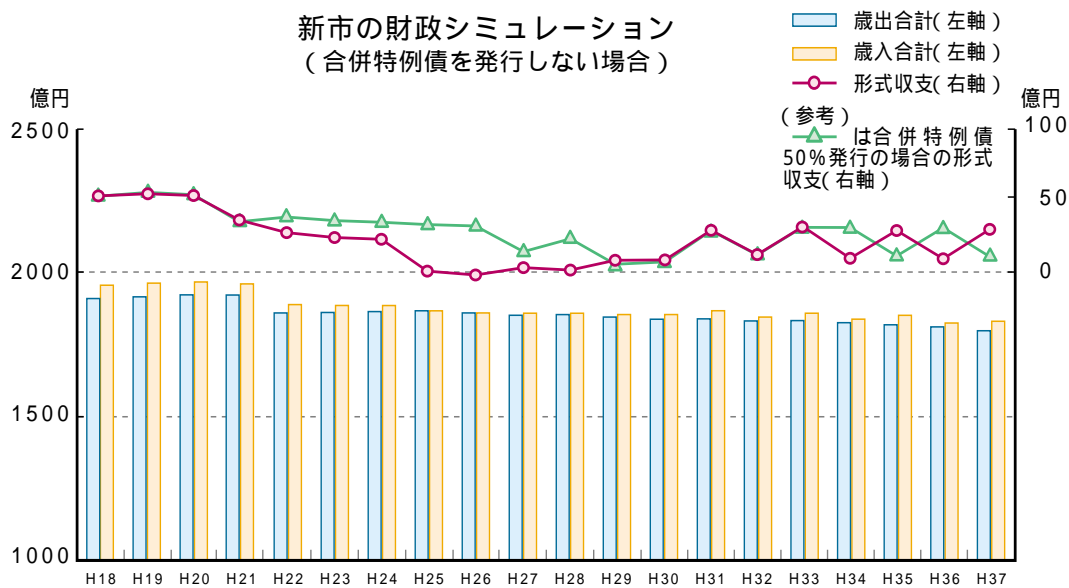


これって合併のデメリット？



Q8 合併しても財政的に大丈夫なの？

A 合併協議会では、合併に関する財政面からの検討資料として、合併後20年間の新市の財政シミュレーション（推計）を行いました（推計結果は、グラフのとおりです）。合併した場合は、国からの合併に対する財政的な支援や、総務・企画部門などの統合による人件費の削減などにより、歳入から歳出を差引いた形式収支は、毎年度ほぼプラスで推移することとなり、このプラス分は、新市の運営に利用できることとなります。



財政シミュレーションの主な条件設定は、次のとおりです。
 ・平成15年度の各市町の実績額に基づき、過去5年間の増減率で推計。
 ・市町村税については、将来の生産年齢人口の増減などにより推計。
 ・合併特例債を発行しない場合を仮定。なお、▲は合併特例債起債可能額の50%（約229億円）を発行すると仮定した場合。
 ・道路や学校などを建設するために必要な投資的経費は、原則として各市町の過去5年間で最も少ない額と仮定。

合併特例債
 新市が新市建設計画に基づいて行う地域間の交流や連携を円滑にするための事業や、地域振興のための基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10年度に限り地方債（合併特例債）を財源とすることができます。
 合併特例債は、事業費の95%に充当でき、元利償還金の70%が交付税措置されます。

合併特例債による財政措置
 事業費(A)
 交付税措置(注)(B)の70%
 合併市町村返済(B)の30%
 合併特例債((A)の95%×B)
 自主財源((A)の5%)

(注)年度ごとの交付税の算定により、交付税が交付されない場合があります。



Q9 これ以上大きな市になって、住民の声が届かなくなるのではないかな？ 相模原市は政令指定都市になるの？

A 合併して更に大きな市となった場合、住民の声が届かなくなってしまうのではないかとありますが、相模原市では、合併するかどうかにかかわらず、市全域を対象に、住民に身近な地域において総合的な行政サービスを提供することや、地域住民がまちづくりに参画するための仕組みである都市内分権の検討を進めています。

一方、津久井郡各町では、今回の合併協議において、合併の方式が編入合併に決まり、合併した場合には、議会議員の数が大幅に減るなど「住民の声が届かなくなるのではないかな」と心配する声がありますので、合併協議では、編入される3町の住民の意思を行政に反映させる仕組みとして、地域自治区（新たに設けられた制度です）を活用することにいたしました。

地域自治区には、市長が選任した住民で構成する地域協議会が置かれるとともに、地域住民に身近な行政サービスを提供する「地域自治区の事務所」が、現在の各町役場に設置され、市長は地域協議会の意見を聞くこととなりますので、様々な住民の意向を行政施策へ反映させることができます。

地域自治区は5年間の設置としていますが、新市全体の都市内分権のあり方についても、この5年を目途に新市において市民の皆様と共に検討していくこととなります。

また、相模原市は政令指定都市になるのかということですが、市町村は、地方分権一括法の施行以来、自己決定・自己責任による自立が求められております。

このような中で、相模原市は中核市として、周辺都市との連携を図りながら、様々な役割を果たしていく必要があり、津久井郡各町と合併した場合には、首都圏の南西部において、更なる広域的な交流の拠点都市としての基盤を強固なものにすることができ、相模原市も市として最も自立している政令指定都市への移行が展望できるようになります。しかし、政令指定都市となるためには、人口規模だけでなく、都市機能や行財政能力などの要件もありますので、相模原市が合併した場合、すぐに政令指定都市になるわけではありません。新市になってから、政令指定都市になるかどうかについて新しい市民の皆様とともに検討していくこととなります。



Q10 今の町役場の職員が減って町が寂れたり、サービスが低下しないのがしら？

A 合併をした場合、城山町、津久井町及び相模湖町の組織のうち、総務・企画などの管理部門は本庁機関（現在の相模原市役所）へ統合されますので、その分の職員は減少することになります。しかし、現在の役場は新市の総合的な事務所として残り、住民サービスの低下を招かないよう、その機能を維持しますので、現在いる職員が大幅に減る訳ではなく、町が寂れるということはないと考えております。地域自治区の活用で、町おこし、地域おこしを考えていきます。

藤野町における検討が始まる

相模原市と藤野町では、去る11月22日に「合併協議に係る合意書」を締結し、今後、城山町、津久井町、相模湖町との連携を図りながら合併協議を進めていくことになりましたが、これを受けて、藤野町においては、相模原・津久井地域合併協議会の協議内容について藤野町としての考え方をまとめる「藤野町市町村合併推進協議会」を12月2日から開催し、合併の方式（相模原市への編入合併とする）や、新市の名称（相模原市とする）などのほか、約30の検討事項について、検討を進めています。今後、平成17年の1月下旬を目途に藤野町としての考え方をまとめていく予定です。

まちづくりの将来ビジョンをご覧ください

第7回合併協議会（11月18日）で決定した、まちづくりの将来ビジョンは、合併協議会ホームページでご覧になれるほか、ダイジェスト版を合併協議会事務局、各市町の合併担当課、各出張所、公民館等でお配りしています。どうぞご覧ください。

お問い合わせ先
 相模原・津久井地域合併協議会
 〒229 - 0036 相模原市富士見 6 - 6 - 23
 けやき会館 3階
 ☎042 - 769 - 8206 FAX042 - 768 - 4066
 E-mail kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp
 ホームページ <http://www.st-gappei.jp>



協議会の会議資料や会議録等は、協議会ホームページや協議会事務局、各市町合併担当窓口等で閲覧することができます。